

「行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案」に関する提言 2012-5-23 江崎通彦

以下のことを具体化すると能率ばかりでなく、効果が上がるようになります。
首相あて提言

内閣府設置法 第1条等の読み替えの件：提言

CC:民主党、階猛議員、内閣官房、内閣府

内閣不設置法などの、第一条には、(目的)

第一条 この法律は、内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする

とあります。が

提言内容

「その所掌する行政事務を能率的に遂行するため」を

「その所掌する行政事務を効果的、効率的に遂行するため」と置き換える。

理由：

1. 能率的があがっても、その前に、その効果があることが必須である。
2. 能率とは、効率に関して、人が絡む場合の表現であるため、人が絡まないところまでふくめ、効率とするべきできである。
3. 同じく、地方自治法、防衛庁設置法、警察法などの第1条にも同じ表現の箇所があるのでそれらも改正する
3. かって、この件は小渕総理に下記 URL の写しのように

<http://dctn-wisdom.jp/00001-gyousei-soshikihou.pdf>

提言し、ご返事までいただいたのに、しばらくして、小渕総理はなくなったので、不発のままでのこっているのでは、是非、今回の、「行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案の」審議の中での、検討事項として加えていただきたい。

受付確認番号 81999907

内閣官房、内閣府への送信依頼を 受付ID:0000515696 で受付ました